

# 2022年度 個別指導の実施結果が開示

県保険医協会では、2022年度(令和4年度)に長野県内で実施された個別指導、監査、施設基準調査等の実施状況について、関東信越厚生局(長野事務所)に情報開示請求を行い、資料を入手した。その中から、医科(病院・診療所)、歯科の個別指導及び施設基準調査の結果についてまとめた。表5、6の経年変化は協会で行った開示請求に基づき編集部で作成したもの。

## 2022年度も新型コロナの影響で 高点数による指導は実施されず

高点数による個別指導については、1月発出の厚労省事務連絡で示された通り、選定・実施ともにされなかった。

### 医科

#### 新規個別指導の16%が再指導

##### 31件中15件に自主返還の求め

医科の新規個別指導は、2021年2月～2022年3月に新規指定となった診療所30件、2020年度に新規指定となった病院1件の合計31件に対し、2022年5月～翌年3月にかけて実施された。

指導結果(表2)は、概ね妥当3件、経過観察23件、再指導5件。再指導となった割合(以下、再指導率)は16.1%だった。過去5年間の医科の新規個別指導のみにおける再指導率は2018年度から順に6.3%→0%→4.8%→11.5%→16.1%と上昇傾向にあり、2021年度以降は1割を超えている。

再指導となった5件全てと経過観察のうち10件の計15件で自主返還が求められ、14件は同年度中に返還

金額が確定している。

#### 情報提供による個別指導 2件実施

病院では「情報提供」による個別指導が2件実施された。情報提供による個別指導とは、厚生局等に対して診療内容や診療報酬請求に関する情報の提供があり、指導を要すると認めた場合に行われるもの。情報提供元として保険者、審査支払機関、患者、医療従事者などがあげられる。指導結果は経過観察と再指導が各1件で、いずれも同年度中に自主返還金額が確定している。

診療所では再指導による個別指導として7件選定されたうち4件が実施され、概ね妥当1件、経過観察2件、再指導1件だった。概ね妥当以外の3件に対し自主返還が求められ、同年度中に1件の返還金額が確定、2件は未確定となっている。

### 歯科

#### 新規個別指導の3割が再指導

##### 13件中9件に自主返還の求め

歯科の新規個別指導は、2021年4月～2022年2月に新規指定となった13件に対し、2022年6月～翌年1月にかけて実施された。

指導結果(表3)は、経過観察9件、

#### —個別指導の指導結果の種類—

- ・概ね妥当…当該指導は終了となる。
- ・経過観察…レセプトによる経過観察が概ね半年～1年間行われ、改善が見られた場合は当該指導を終了、改善が見られない場合は再度、個別指導の選定対象となる。
- ・再指導…概ね1年以内に再度、個別指導が実施される。
- ・要監査…不正や著しい不当が疑われる場合や、度重なる個別指導で改善が見られない場合などは、監査が実施される。

#### —自主返還とは—

個別指導の結果、診療内容又は診療報酬請求に関して不当な事項が確認された場合、自主点検を行ったうえで該当箇所の診療報酬を返還するように求められる。

#### 【自主返還の対象となるレセプトの範囲】

- ・新規個別指導の場合：指導に用いられたレセプトのみ
- ・新規以外の個別指導の場合：指導月前1年分の全患者のレセプト

表5. 医科の個別指導(新規含む)の指導結果の経年変化

| 年度            | 件数        | 指導結果     |           |          |          | 中断           | 再指導率(%) |
|---------------|-----------|----------|-----------|----------|----------|--------------|---------|
|               |           | 概ね妥当     | 経過観察      | 再指導      | 要監査      |              |         |
| 2017年度        | 67        | 13       | 46        | 8        | 0        | 11.9%        |         |
| 2018年度        | 79        | 17       | 53        | 9        | 0        | (1) 11.4%    |         |
| 2019年度        | 52        | 10       | 37        | 5        | 0        | 9.6%         |         |
| 2020年度        | 41        | 2        | 35        | 4        | 0        | 9.8%         |         |
| 2021年度        | 30        | 2        | 22        | 6        | 0        | 20%          |         |
| <b>2022年度</b> | <b>37</b> | <b>4</b> | <b>26</b> | <b>7</b> | <b>0</b> | <b>18.9%</b> |         |

※中断件数の( )は年度内に再開し終了した件数

※新型コロナの影響により、高点数による個別指導については2020年度は選定件数の約半数を実施、2021、2022年度は実施なし。

表1. 2022年度個別指導(新規以外)の選定件数と実施件数

| 区分 |     | 情報提供 |    | 再指導 |    | 高点数 |    | その他 |    | 計  |    |
|----|-----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|
|    |     | 選定   | 実施 | 選定  | 実施 | 選定  | 実施 | 選定  | 実施 | 選定 | 実施 |
| 医科 | 病院  | 2    | 2  | 0   | 0  | 0   | 0  | 0   | 0  | 2  | 2  |
|    | 診療所 | 0    | 0  | 7   | 4  | 0   | 0  | 0   | 0  | 7  | 4  |
|    | 医科計 | 2    | 2  | 7   | 4  | 0   | 0  | 0   | 0  | 9  | 6  |
| 歯科 |     | 0    | 2  | 5   | 4  | 0   | 0  | 1   | 0  | 6  | 6  |

指導に伴う患者調査は、機関等、患者等ともに実施なし。

表2. 【医科】個別指導・新規個別指導結果

| 区分     | 実施件数 | 指導結果 |      |     |
|--------|------|------|------|-----|
|        |      | 概ね妥当 | 経過観察 | 再指導 |
| 新規個別指導 | 病院   | 1    | 0    | 1   |
|        | 診療所  | 30   | 3    | 22  |
| 個別指導   | 病院   | 2    | 0    | 1   |
|        | 診療所  | 4    | 1    | 2   |

指導結果「要監査」はいずれも0件だった。

表3. 【歯科】個別指導・新規個別指導結果

| 区分     | 実施件数 | 指導結果 |      |     |
|--------|------|------|------|-----|
|        |      | 概ね妥当 | 経過観察 | 再指導 |
| 新規個別指導 | 13   | 0    | 9    | 4   |
| 個別指導   | 6    | 0    | 2    | 4   |

指導結果「要監査」はいずれも0件だった。

再指導4件で、概ね妥当は0件だった。再指導率は30.8%。過去5年間の歯科の新規個別指導のみにおける再指導率は2018年度から順に5.6%→9.0%→6.3%→20%→30.8%と上昇傾向にある。実施件数には年5～18件の変動があるものの再指導となる件数は例年1～2件だったが、2022年度は4件だった。

再指導となった4件全てと経過観察のうち5件の計9件で自主返還が求められ、5件は同年度中に返還金額が確定している。

#### 新規以外では6件中4件が再指導

歯科の新規以外の個別指導では、情報提供によるもの2件、再指導によるもの4件の計6件が実施され、そのうち4件が再指導となり、再指導率は66.7%。6件全てで自主返還が求められ、2件は同年度中に返還金額が確定している。

情報提供による個別指導について

は、2022年度当初の実施計画にはなかったが、年度途中の選定委員会により実施対象として追加された。歯科では2018年度から年1～2件、情報提供による個別指導の実施が続いている。

### 適時調査

施設基準調査(適時調査)は、新型コロナの影響により2021年度までは緊急の場合を除き中止または自己点検のみとされてきたが、2022年度以降は原則として例年通りの実地調査を行うこととし、計画数70件(医科病院)に対し59件が実施された。

適時調査では個別指導のような結果(概ね妥当、経過観察等)は出ないが、指摘事項がある場合は改善報告書の提出が必要となり、2022年度実施分では59件中58件で指摘事項があった。また、8件が自主返還を求められ、4件は同年度中に返還金額が確定している。

### 個別指導の相談は協会まで

県保険医協会では、会員からの指導相談に随時対応しています。指導時の心構えや当日の持参物等、不明な点や不安なことがあれば協会までお問合せください。特に実施通知を受け取った場合は、事前準備に十分な時間を確保できるよう、早めのご相談をお願い致します。

また、個別指導時には録音や弁護士帯同も認められており、弁護士帯同に関わる費用の助成も行っています。